

出版と自由＝出版史の教訓から

出版メディアパル編集長 下村昭夫

出版を志す時、表現の自由ほど尊い権利はない。憲法21条には、「表現の自由」が保障されており、民主主義の根幹を成すその権利が侵されることなど、今の日本では、起こりえないと思っておられる方も少なくない。

本当にそうであろうか？ いくつかの事例を紹介しながら、今日における「表現の自由」と出版の関連性について考えてみたい。

1. 横浜事件とフレームアップ

2009年3月30日、横浜地裁101号法廷において、横浜事件・第4次再審請求に対する再審公判の判決が言い渡された。主文は、「免訴」となっているが、実質「無罪」の判決である（ここでは、裁判の経過などには触れないことにする）。

横浜事件は、出版史上最大の言論弾圧事件である。事件の発端は、著者を囲む編集者らの一葉の写真から始まった。富山県泊町（現・朝日町）の旅館の庭で撮影されたその写真には、国際政治学者の細川嘉六氏を囲んで、当時の『中央公論』や『改造』の編集者ら7名が浴衣姿で写っている。

そのスナップ写真から、神奈川県警特高課が、「共産党再建準備会議」とフレームアップ（でっち上げ）し、治安維持法違反容疑でいもづる式に出版関係者ら90余名を検挙し、横浜市内に留置、残虐な拷問により自白を強要された結果、30余名に有罪判決、獄死者4名、出所直後の死亡者1名となる悲惨な事件となった。

事件の導火線になったのは、雑誌『改造』の1942年の8月号と9月号に掲載された細川嘉六氏の論文「世界史の動向と日本」である。明治憲法下における出版規制の法的基盤としては、新聞紙法や出版法などいくつかの法律があった。

出版の事前許可という形で「検閲」が行われ、「発売頒布禁止や差押え」などの内務省（警察）

の行政処分で、表現の自由（思想の自由）を取り締まってきた。

もちろん、細川論文もこの厳しい検閲を通過した記事である。その記事に対して、9月になって谷萩陸軍報道部長が、「敗戦主義的文章」「共産主義実現の必然性を示唆するもの」と非難、内務省は同誌を発売禁止処分にし、警視庁特高課が、新聞紙法違反容疑で細川氏を検挙した。

同じころ、神奈川県警特高課は、世界経済調査会の川田寿・定子夫妻をアメリカ共産党のスパイ容疑で検挙、川田氏の関係者のアルバムから見つけ出したのが、泊町での写真である。その写真から細川氏の容疑は、治安維持法違反容疑へと一変し、悲劇の引金となった。

事件は横浜で起きたのではなく、特高の頭の中で起きていた。一葉の写真と特高の妄想が重なり、フレームアップされた事件の被害者たちの名誉回復の道を開くのに、不法な判決から33年、第一次再審請求から31年もの時間を要した。

その「暗黒の歴史」にメスを入れ、判決を正して、名誉を回復し、人権を救済するための道は、最高裁の「免訴」判決で一応終結することになるが、実質「無罪」が勝ち取られた事は喜ばしい。

特高の予断と功名心が生んだ横浜事件の「悲惨な言論・表現の自由への弾圧」が招いた不幸な歴史を繰り返してはならない。

2. 表現の自由と出版規制

2004年前3月、出版界を揺るがす『週刊文春』（3月25日号）の出版差し止め事件が起こった。

「表現の自由と出版規制」をめぐるこの問題は、東京高裁が、地裁の出版差し止め命令の取り消し決定を行い、瀬戸際で「表現の自由」が守られる結果で幕を閉じた。

報道する側の「人権尊重やプライバシーの擁護」という姿勢（編集倫理）が問われた事件と

いえるが、東京地裁が「事前検閲」ともいうべき、出版差止め命令を出した背景にある出版規制への意図は、出版界に重くのしかかったままである。

憲法が保障する「表現の自由」は、「出版の自由と頒布の自由」が保障されてこそ、初めて成り立つ権利である。民主主義社会を発展させてゆくには、公的な機関や公人への批判は自由に行われることが重要であり、知る権利が保障されなければならない。その視点から、表現の自由は、他の権利に優越して保障されるべき重要な権利の一つとなる。

明治憲法下における出版規制の法的基盤としては、新聞紙法（新聞紙条例）や出版法（出版条例）があり、治安維持法があった。出版の事前許可制度という形で「検閲」が行われ、「発売頒布禁止処分と差押処分」という内務省（警察）による行政処分で、お上の意に添わない表現の自由（思想の自由）を取り締まってきた。

先に述べた戦前最大の言論抑圧事件となった横浜事件は、著者を囲む編集者らの一枚の写真から、フレームアップ（でっち上げ）され、出版関係者を中心に 90 名もの人が検挙されるという悲惨な事件となった。

戦後、現行憲法下においては、それらの出版規制法は効力を失い、憲法 21 条で「表現の自由」が保障され、「検閲は、これをしてはならない」と明確に禁止されている。

戦後も、出版をめぐる「表現の自由」を取り締まるさまざまな規制がなくなったわけではない。刑法 175 条の「わいせつ罪」での出版物の取締りもその一つである。昨今では、名誉毀損やプライバシー侵害でもさまざまな訴訟が相次ぎ、しばしば差止め請求されたり、高額な損害賠償が要求されたりしている。

表現の自由が保障されている中で、閉塞感を感じる今日、「表現の自由」を保障している憲法 21 条の意味をかみ締めてみたい。

3. 「ちびくろ・さんぼ」との再会

2005 年 4 月中旬、長い間、絶版になっていた絵本「ちびくろ・さんぼ」が瑞雲舎から復刊された。この絵本が、市場から消えて 17 年になる。復刊されたのは、1953 年に発行された岩波

書店版（フランク・ドビアズ絵・光吉夏弥訳）の「ちびくろ・さんぼ」の一部で、「サンボを襲ったトラたちが、仲間喧嘩を始め、バターになる」というユーモラスなお話である。

絶版のいきさつは、88 年 7 月 22 日付の『ワシントン・ポスト』紙が、東京・有楽町のそごうのウィンドウ・ディスプレイに展示されていた黒人のマネキンやサンリオのキャラクター人形「サンド・アンド・ハンナ」が、「人種差別の象徴のようだ」と報道したことがきっかけである。その直後の自民党政調会長（当時）の渡辺氏の失言問題とも重なり批判が相次ぎ、これらの批判を受けてマネキンは撤去され、キャラクター商品も製造中止となった。

その新聞報道を受け、児童図書「ちびくろサンボ」が「黒人に対する偏ったイメージで作られている」との立場から、大阪・堺市の市民団体「黒人差別をなくす会」が、発行元 11 社に対して、「サンボが黒人を差別する用語である」として、その回収を要望していた。

その絵本の「題名や内容が黒人への偏見をあおる」との批判を受けた大手三社の学習研究社・小学館・講談社が相次いで、絶版にすることになり、岩波書店版も含め、2 月中旬一斉に書店の店頭から消えていった。

「ちびくろサンボ」の原作は、インド駐在のイギリス人、ヘレン・バナーマンさんが子どもたちに書き送った絵物語で、1899 年にイギリスで出版された。日本でも、戦後、多くの読者に愛され、120 万部を超える古典的名作として評価の高い絵本であった。

その後、「原作者が駐在した北インドやチベットでは、サンボに黒人への蔑視感はない」。「原作は、インドで生まれた絵物語で、アメリカ社会で使われている差別用語とは何の関係もない」など、さまざまな議論が巻き起こり、90 年には、『「ちびくろサンボ」絶版を考える』（径書房編）なども刊行されてきた。

復刊を果たした瑞雲舎・代表の井上富雄さんは、そのホームページで次のように語っている。

「子どもの頃、読んでもらって大好きだった絵本を、自分の子どもにも読んでやりたい、与えたいという思いは、親としてごく自然なことだ。私が復刊を出版事業の大きな柱にしている

のは、何らかの理由で絶版になった児童書を見直し、後世の子どもたちに残す価値のあるものを復活させることに意義を感じるからである。表現の自由や出版の自由が守られ、本が存在する状態で論議されてこそ、絵本に描かれた人間の本質が見えてくると思う。」

私自身、子どもたちに読み聞かせたこの絵本、「黒人差別」問題と正対しながら、もう一度、語り継ぎたい。

4. 「マンガわいせつ裁判」と出版規制

「マンガのわいせつ性」を巡って、東京高裁で、争われてきた「わいせつ図画頒布事件」の最高裁判決が、2007年6月14日に出され、上告を棄却し罰金150万円が確定した。事件発生から、丸7年続けられた裁判の悲しい結末である。

なぜ、この裁判が行われ、マンガを「わいせつ罪」で取り締まるのか、その裁判の異常性を考えてみたい。事件の発端は、一通の投書が、衆議院議員・平沢勝栄氏から、警視庁生活保安部保安課へ転送されてきたのを契機に始まる。

その手紙は、息子の部屋で、松文館のマンガ「姫盗人」を見つけた父親が、「卑猥性」に驚き、そのマンガの取締り（発禁処分）を一人の国会議員に訴えた内容になっている。

家庭内で、親子で話し合われるべき問題が、国会議員をパスして、警察権力にゆだねられ、その結果、松文館発行のビューティ・ヘア氏（本名・諏訪優二氏）のマンガ『蜜室』が、「刑法175条のわいせつ図画頒布罪」に当たると判断され、松文館の貴志元則社長、編集局長の高田浩一氏と、マンガ家の諏訪優二氏の3名が02年10月1日逮捕された。

その後、高田氏と諏訪氏は、略式命令により、「罰金刑」が確定したが、貴志氏は、拘留理由開示公判で、「わいせつ物に当るかどうかはわからない」と述べたため、正式起訴されたもの。

地裁の公判で弁護側は、憲法の「表現の自由」や「社会的通念の変化」から、刑法175条で、表現の自由を取り締まるこの裁判を批判した。04年1月の地裁判決では、「懲役1年、執行猶予3年」の有罪判決。抗議の控訴審となった。

高裁判決は、05年6月16日に出せれ、「一審

判決を破棄し罰金150万円に減刑する」とした。

地裁の判決が、まさかの実刑判決だったことを思えば、高裁判決は、実質的には勝利とも言え、弁護側は「出版人が出版活動故に獄につながれる最悪の事態を確実に回避できた」と評価。裁判闘争は、一步前進したわけであるが、高裁判決からも、表現の自由を保障している現行憲法下での「表現の自由の規制」の根拠となっている刑法175条の違憲性は、退けられたままである。

地裁や高裁判決の根拠になっているのが、1950年4月に発行された『チャタレイ夫人の恋人』（伊藤整訳・小山書店刊）をめぐる「チャタレイ裁判」。

57年3月13日に、最高裁は、上告を棄却。『チャタレイ夫人の恋人』が、刑法175条の「わいせつ文書」にあたり、「その内容が徒に性欲を興奮または刺激せしめ、且つ普通人の性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する文章である」とした。

この最高裁判決から、50年が経過。社会通念が変化し、裁かれたはずの『チャタレイ夫人の恋人』も今では、完全翻訳が出ている今日、裁判所が、再び、古い既成概念と判例を持ち出し、出版物を取り締り、表現の自由の手足を縛ることを許してはならない。

マンガの表現の自由を求めるたたかいは、再び、出版現場にゆだねられた。

3. マンガ休載と表現の自由

2005年11月、集英社の『週刊ヤングジャンプ』に掲載されていた本宮ひろ志氏の連載マンガ『国が燃える』が休載された。

休載の経過は、同誌の11月11日発売号に週刊ヤングジャンプ編集部と本宮ひろ志氏の連名による「読者の皆様へ」という釈明が掲載されたことで公になった。休載の契機になったのが、中国での「南京虐殺」を扱った9月16日と22日発売号のシーンに対する電話や電子メールなどでの集中的な抗議行動。

「読者の皆様へ」によると、このマンガのテーマは、昭和初期を生きる架空の若い官僚の主人公の半生を描くことで、「歴史の流れの中で己の信念をかけて必死にいき抜く人間の姿」を

示すことにある。

批判意見の主なものは、「議論の分かれている事件をあたかも真実として描いている」「一方的に歴史を歪曲、捏造している」などするもの。その批判に対して、「皆様から頂いた多くのご意見にお応えするためにも、今後は、参考資料の選択、検証を含め作品の質を高めるべく鋭意努めてゆく所存です」と作品をしばらく休載する経緯と謝意を表明し、南京虐殺に関する計 27 ページのうち、21 ページが「削除あるいは修正」された。

この異例の事態を受けて、すぐに思い浮かべたのが、82年に起きた『悪魔の飽食』をめぐる写真誤用問題とその後の言論抑圧事件である。

旧日本軍の七三一部隊が、満州（現在の中国東北部）で引き起こした「細菌研究のための人体実験」を暴いた森村誠一氏の作品は、その当時、第一部が 190 万部、第二部が 80 万部と硬派の本としては異例のベストセラーであった。

『続・悪魔の飽食』に使用された写真の一部が七三一部隊とは、まったく関係のない写真であることが判明、「写真誤用問題」へと発展、数十団体の右翼が、発行元の光文社の周りを囲み、光文社版の『悪魔の飽食』は、絶版に追いやられた。

その後、角川文庫版『新版 悪魔の飽食』で、同書の復活を果たした森村誠一氏は、「ある思想なり、信念なりを発表し、それに対する暴力的脅威から、その思想を取り下げたり、変形したりすることは、日本にまだ真の思想、信条、表現の自由が確立されていない証拠です。『悪魔の飽食』をそのような忌むべき例証の一つにしてはならないと思います。」と、出版労連が発行している『出版レポート 83 年版』に書簡を寄せている。

作品に対して、批判意見を表明することは自由である。また、作品に誤りがあれば、「訂正」することに異議はない。しかし、『国が燃える』で描かれている「歴史観」と 180 度立場を異にする抗議に対して、作品の一部の削除や修正に至ったことに驚きを感じている。

批判を受けての修正から、「南京虐殺を描く作品がタブー視される」風潮が生まれるとしたら、言論・表現の自由にとって、重い足かせに

すらなる。歴史を直視し「暗黒の歴史を二度と繰り返すまじ」と願うものである。

4. 「いつか来た道」を歩まないために

表現の自由にとって、「いま、合いに来て欲しくない現象」が、さまざまな形で、起こり始めている。その結果、「自主規制」という名の表現の自由への規制が生まれてくる恐れはないのか？

近年、政治的ビラの配布に対して、住居侵入罪での起訴や国家公務員法違法や威力業務妨害罪での逮捕も起きている。国旗掲揚・国家斉唱に同調しない教育者に対する地方自治体レベルでの制裁も全国レベルで行われている。

さらには、高額な損害賠償金裁判なども、しばしばプライバシー侵害や名誉毀損を理由に行われ、刑事的制裁も加味されるなど、メディアの活動を著しく萎縮させているといえる。

これらの一つひとつの現象には、連関性がないかのように見られるが、この十年の変化を見ると、確実に「表現の自由」の危機が迫り来ているように思えるのは、私一人ではあるまい。

その不安感に、安倍内閣の「秘密保護法」の制定や「解釈改憲（閣議決定）＝憲法 9 条の破壊」、教育委員会制度や教科書の検定の強化や「児童ポルノ禁止法」改正による表現の自由への規制、外国人へのヘイトスピーチ（憎悪表現）などが重なって見える。

じわじわと迫る報道規制の強化や「青少年有害社会環境対策法案」によるメディア規制、さらには、共謀罪による処罰規定の新設などが、横浜事件の被害の悲惨さの悪夢を垣間見る思いである。

憲法 21 条で表現の自由が保障されている現在でさえ、さまざまな形で強化される報道規制をこのまま見過してしまえば、戦前の「いつか来た道」を通らざるを得なくなるであろう。

「コブラは卵のうちに踏み潰せ」は、ファシズムとたたかったヨーロッパの先人たちの教訓である。

（2014 年 9 月 26 日「日本出版学会・出版編集研究部会報告」後半部分議事録）

文責：出版編集研究部会